

「令和4年度地域包括ケア推進のための伴走型保険者支援事業」  
業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

いわゆる団塊の世代の方々が75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据え、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が住み慣れた地域で、安全で安心な生活を送ることができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが連携し、切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を、各地域の実情に応じて深化・推進していくことが求められている。

「地域包括ケアシステム」の深化・推進のためには、介護保険の保険者である市町が保険者機能を発揮し、地域の実態把握・課題分析を行い、目標を設定した上で、目標の達成に向けた計画の作成・実行・評価・見直しを繰り返し行うことで、地域をマネジメントしていくことが重要である。

そのため、市町への個別ヒアリングによる助言等を通じて、市町が主体的かつ効果的に地域をマネジメントしていくための過程を支援する。

2 委託業務概要

- |          |                             |
|----------|-----------------------------|
| (1) 業務名  | 令和4年度地域包括ケア推進のための伴走型保険者支援事業 |
| (2) 業務内容 | 仕様書のとおり                     |
| (3) 契約期間 | 契約締結日から令和5年3月31日まで          |
| (4) 委託金額 | 3,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）    |

3 参加資格

以下に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、企画提案書の提出日現在において、競争入札参加資格を有すると認められた者であること（県の指名停止の措置を受けている者を除く）。
- (3) 石川県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、企画提案書の提出日現在において滞納していない者であること。

4 募集方法

県ホームページにプロポーザル実施の案内を掲載する。

5 内容に関する質問受付

受付期間 令和4年5月31日（火）午後5時まで

受付方法 別紙の質問票により、メールまたはFAXで行うこととする。

※件名は「令和4年度地域包括ケア推進のための伴走型保険者支援事業  
業務委託に関すること」とすること。

送付先：メール kaigo@pref.ishikawa.lg.jp

FAX 076-225-1418

回答方法 県ホームページに掲載

6 参加申込書及び企画提案書の提出について

(1) 提出書類（基本的にA4サイズとすること）

書類	部数	様式	備考
①参加申込書	1部	ホームページより ダウンロード	
②企画書	6部	任意	別紙「 <u>企画書作成要領</u> 」に従って作成すること
③見積書	6部	任意	提出時点でできる限り詳細に積算すること。
④会社概要	1部	任意	組織概要、担当者連絡先、本事業の目的に類似または関連する国・地方公共団体等からの委託等の活動実績を記載すること。

※②③については、会社名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示をしないこと。

(2) 提出方法

郵送または持参にて下記まで必要部数を提出すること。（郵送の場合は期限内必着）

〒920-8580

石川県金沢市鞍月1-1

石川県長寿社会課 地域包括ケア推進伴走型保険者支援事業 担当者宛て

期限：令和4年6月30日（木）午後5時必着

(3) 留意事項

- ①一提案者が複数案を提出することは認めない。
- ②提出後の追加・訂正は認めない。（ただし、軽微な訂正等県が認める場合を除く。）
- ③プロポーザルに関する資料の作成、プレゼンテーションに係る費用は提案者側の負担とする。
- ④提出された提案書は返却しない。
- ⑤プロポーザルで知り得た内容については、無断で使用しない。
- ⑥審査に必要な範囲で提案書を複製することがある。

## 7 プロポーザルに係る失格要件

以下に該当する者は、プロポーザル参加の資格を失う。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 仕様書に定める条件に従わない場合
- ウ あらかじめ審査に影響を与える恐れのある行為を行った場合
- エ その他公正な競争を妨げる恐れのある行為等を行い、または行おうとした場合

## 8 審査の実施

- (1) プレゼンテーション及びヒアリングは、Z o o m等のオンラインで行う。
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの日時は、別途通知する。
- (3) 1社あたり20分（説明15分 質疑応答5分）以内で実施すること。
- (4) プレゼンテーションでの資料は企画書と同内容とし、情報の追加、訂正は行わないこと。
- (5) プレゼンテーションの際は、会社名を特定できるようなものを身につけない、また表示をしないこと。

## 9 審査方法

- (1) 提出書類及びプレゼンテーション等の内容について、提案内容、事業実施能力や経験の有無等を評価、採点し、最も優れた提案者を選定する。
- (2) 評価項目は別紙参照。
- (3) 審査内容は公表しない。
- (4) 選定結果は別途審査会参加者宛てに通知するが、審査・選定結果に関する質問や異議申し立ては認めない。

## 10 契約締結

審査の結果、選定された契約候補者と県との間で、企画書を基に委託内容、経費等について再度協議を行い、双方の合意が得られた後、契約を締結する。

## 11 問い合わせ先

石川県金沢市鞍月1-1

石川県長寿社会課地域包括ケア推進グループ

地域包括ケア推進伴走型保険者支援事業 担当 新谷

TEL 076-225-1498

FAX 076-225-1418

メール kaigo@pref.ishikawa.lg.jp